

令和7年10月6日

各位

社会福祉法人柿木村福祉会
理事長 金子 忠弘

今回の鳥取県からの処分言い渡しについて

過日令和7年9月24日、当法人が運営します事業所が鳥取県西部総合事務所より指定取消処分を受けたことについて、ご心配をおかけし心よりお詫びを申し上げます。

労務管理意識の不徹底、内部統制意識の欠如が、このたび発覚した不正につながったと考えております。この処分を重く受け止め、労務管理、リスク管理体制を見直し、再整備により内部けん制、チェック強化に努め再発防止に取り組んでまいります。

これにより、当法人が手掛けてきた事業（生活介護、共同生活援助事業及び短期入所事業）は、本年10月31日をもって取消処分となりますが、これら事業については町内の他事業者様（社会福祉法人和貴様・西伯郡大山町押平）への承継を依頼、快諾を賜り、本年11月1日から同事業者様による事業開始に向け手続きを進めております。利用者様の今後につきましては、以前と変わらず同じ場所で、同じサービスを、これまでと同じ職員により提供をさせていただきます。書中にて恐縮ではございますが、何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

改めまして、このたびはご心配をおかけしましたこと、また各種対応の中ご報告が遅くなりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。